

○山梨県警察学校射撃場管理及び使用規程

昭和30年3月2日

本部訓令第5号

〔沿革〕 昭和34年2月本部訓令第5号 昭和40年11月本部訓令第14号

昭和52年1月本部訓令第2号 平成13年11月本部訓令第20号

平成16年3月本部訓令第6号

第1節 総則

(管理及び使用)

第1条 山梨県警察学校射撃場の管理及び使用については、この規程の定めるところによる。この規程にいう管理とは、国有財産法（昭和23年法律第73号）に定める管理を指すものではない。

(射撃場管理)

第2条 警察学校に射撃場管理者（以下「管理者」という。）をおき校長をこれにあてるものとする。管理者は射撃場の管理について、その責に任じ射撃場を常に最良の状態におき、かつその施設の不備から危険を生ずることのないよう注意を払わなければならない。

第3条 管理者は副校長を射撃場管理担任者（以下「管理担任者」という。）に命じ管理者を補佐して射撃場の管理に当らせるものとする。

(使用の承認及び指揮官)

第4条 射撃場を使用するときは、必ずその射撃訓練における指揮官（以下「指揮官」という。）を定めて、その使用につき管理担任者の承認を受けなければならない。

指揮官は射撃場の使用についてその責に任じ常に使用上適切な指揮を行い、かつ不慮の事故を生じないよう細心の注意を払わなければならない。

(射撃訓練補佐官)

第5条 指揮官は射撃訓練の際、けん銃の取扱操作法に習熟した者の中から射撃訓練補佐官を命じて事故の防止に当らせなければならない。

第2節 射撃場の管理

(担任者の留意事項)

第6条 管理責任者は常に次の各号に留意して射撃場並びに、その附属施設、備品及び訓練用具の維持管理に当らなければならない。

- (1) 常に射撃場の清潔、整頓に努めること。
- (2) 標的紙、標的台紙及び標的枠は取扱中破損し、または泥土によつて汚損しないよう常に丁寧に扱うこと。
- (3) 射撃場が現に使用されていないときは標的枠から標的紙及び標的台紙を取り外し乾燥した場所に平に重ね歪まないように保管しておくこと。
- (4) 射撃場が暫時使用されないとと思われるときは標的枠も取り外し前号と同様の方法で保管しておくこと。
- (5) 標的駆動装置は1週間に1回以上点検し油手入を行い腐蝕防止につとめること。
- (6) 射撃場施設等の故障は大小にかかわらず直ちに修理すること。もし速かに修理ができない場合は管理者にその状況を報告して指示をうけること。

(用具保管)

第7条 管理担任者は附属備品及び訓練用具をかぎのある倉庫に納めて保管しなければならない。倉庫のかぎは管理担任者がこれを保管するものとし、管理担任者が不在のときは必ずあらかじめ臨時責任者を指定しこれにかぎを保管させなければならない。

(施設備品台帳)

第8条 管理担任者は別記様式第1号による射撃場施設台帳及び別記様式第2号による備品台帳を備え所定の事項を記載し、常にその施設の状況及び附属器具訓練用具の員数を明らかにしておくと共に、随時必要な補修手入を行い常に最善の状況にあるようにつとめなければならない。

第3節 射撃場の使用

(射撃訓練中の注意)

第9条 射撃場における訓練中は、警察官等けん銃使用及び取扱い規範（昭和37年国家公安委員会規則第7号）を厳守するの外すべて指揮官の指揮命令に従い行動しなければならない。

(指揮官の留意事項)

第10条 指揮官は射撃場の使用に当つては常に安全規則を厳守させる外特に次の各号を守らなければならない。

- (1) 訓練開始に当つては射撃場施設の適否を確認すること。
- (2) 射撃台は射撃線がその中央に正しく交わるように配置すること。
- (3) 標的枠に完全に装着している標的紙でなければ絶対に発砲させないこと。
- (4) 訓練終了後は直ちに射撃場を整備し塵芥をすべて取除きコンクリート床、その他を清掃すること。

- (5) けん銃弾薬その他附属器具類を放置または不注意によつて盗難にかかり若しくはこれを遺失し、或は疎略な取扱によつて損傷することがないように注意すること。

(終了報告)

第11条 指揮官は訓練終了後別記様式第3号により「射撃場使用簿」に所定の事項を記入し管理担任者に提出し射撃場使用の終了したことを報告しなければならない。

附 則

- 1 この訓令は、昭和30年3月1日から施行する。
- 2 昭和24年11月18日国家地方警察山梨県本部訓令第18号山梨県警察学校射撃場管理及び使用規程は、これを廃止する。

附 則 (昭和34年2月4日日本部訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和40年11月1日日本部訓令第14号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

附 則 (昭和52年1月22日日本部訓令第2号)

この訓令は、昭和52年1月22日から施行する。

附 則 (平成13年11月30日日本部訓令第20号)

この訓令は、平成13年12月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月15日日本部訓令第6号)

この訓令は、平成16年3月19日から施行する。

様式 略